

三木市耐震改修促進計画

平成 30 年 1 月

三木市

目 次

1. 計画概要	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画期間	1
2. 三木市で今後発生が想定される地震規模, 被害の状況	2
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1) 住宅耐震化の現況と目標	6
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標	7
4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	8
(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	8
(3) 草の根意識啓発活動の実施	8
(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	9
(5) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策	9
(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	10
5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 相談体制の整備	11
(2) 自治会等との連携	11
(3) 関係団体との連携	11
6. 耐震改修促進法による指導等について所管行政庁との連携に関する事項	
.....	11

1. 計画概要

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）及び兵庫県耐震改修促進計画（平成28年3月改定）を勘案し、策定する。

本計画では、市内の現行の耐震基準を満たしていない建築物の耐震安全性を確保するための目標及び施策を定める。

【参考】

国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）における耐震化の目標

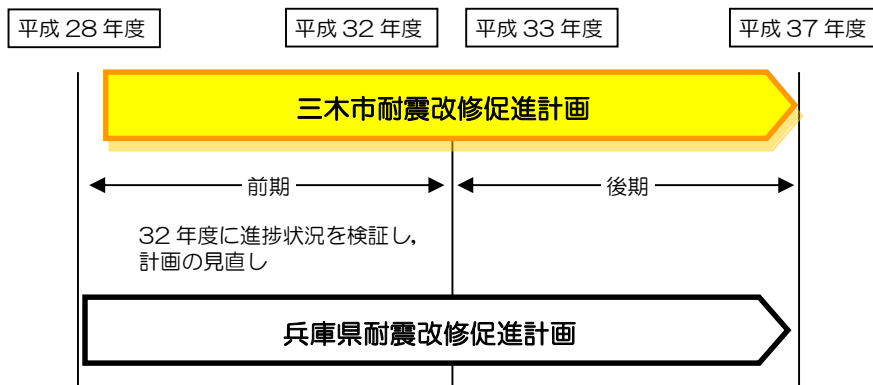
- ・住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とするとともに、住宅については平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とする。

兵庫県耐震改修促進計画（平成28年3月改定）における耐震化の目標

- ・住宅の耐震化率について、現況の85.4%を平成37年度に97%とする。
- ・多数利用建築物の耐震化率について、現況の86.6%を平成37年度に97%とする。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成37年度までの9年間とする。
なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、計画期間の4年目にあたる平成32年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。



2. 三木市で今後発生が想定される地震規模，被害の状況

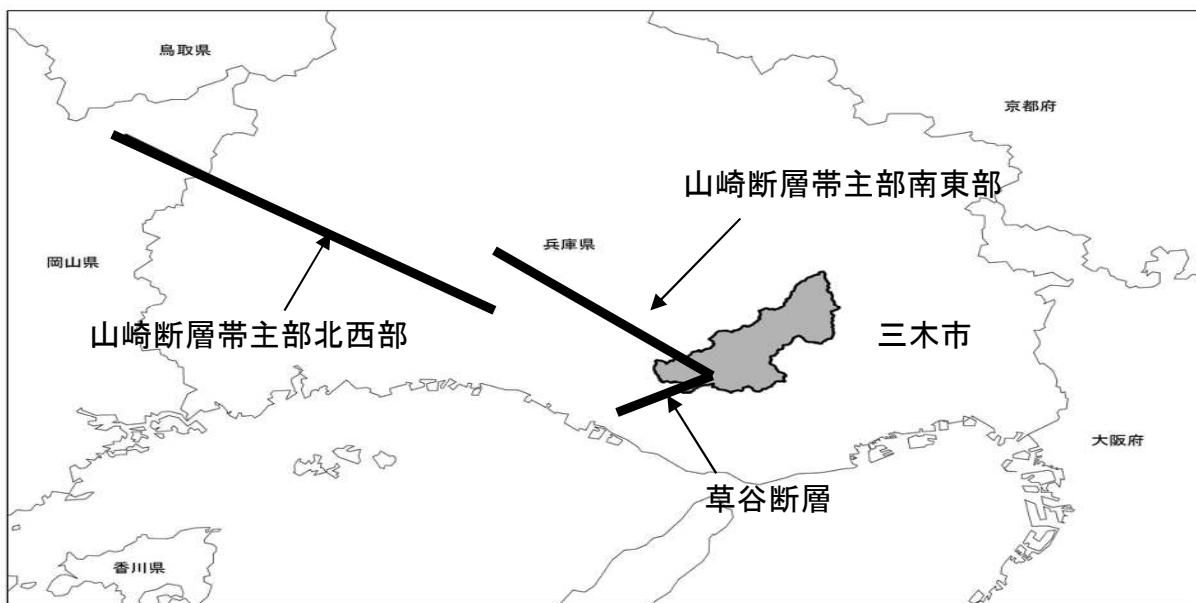
三木市地域防災計画では、今後発生する可能性がある地震として下記の地震を想定し、被害の想定を行っている。

① 断層の位置

山崎断層帯（主部北西部）と山崎断層帯（主部南東部）、草谷断層の3連動地震を想定する。

地震規模は、マグニチュード8.0 最大震度7と想定する。

【 想定震源断層分布図 】



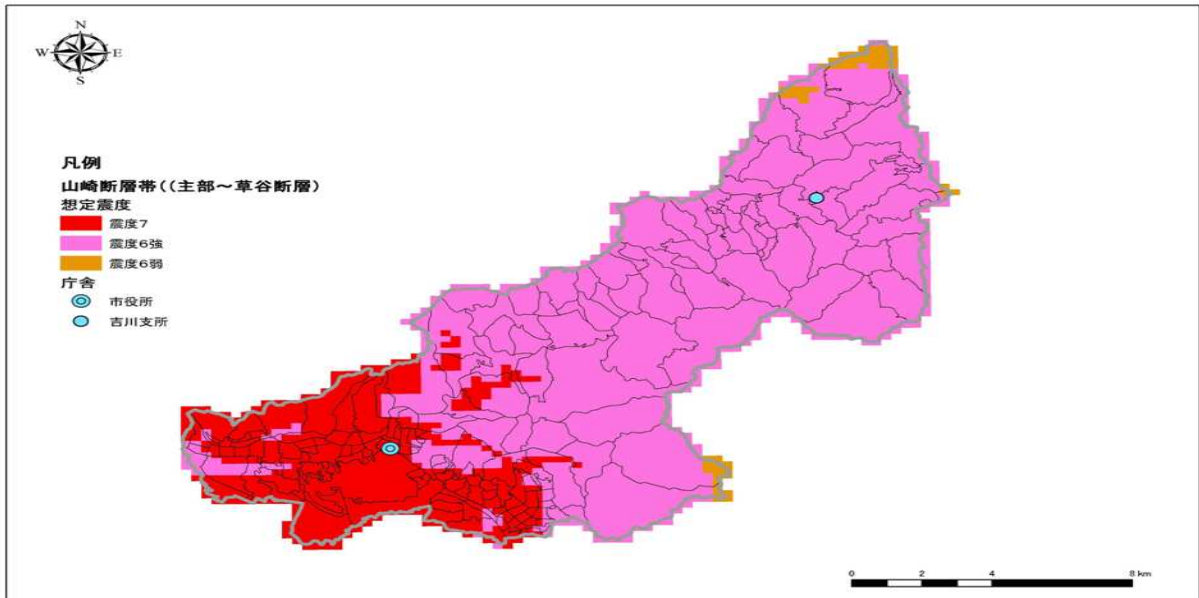
※ 30年以内の発生確率（平成28年1月）

山崎断層 主部北西部：0.09%～1% 主部南東部：ほぼ0%～0.01%

② 震度分布

三木市における震度は、三木、三木南、自由が丘、緑が丘のほぼ全域及び青山の一部が震度7、ほかのほとんどの地域が震度6強になることが想定される。

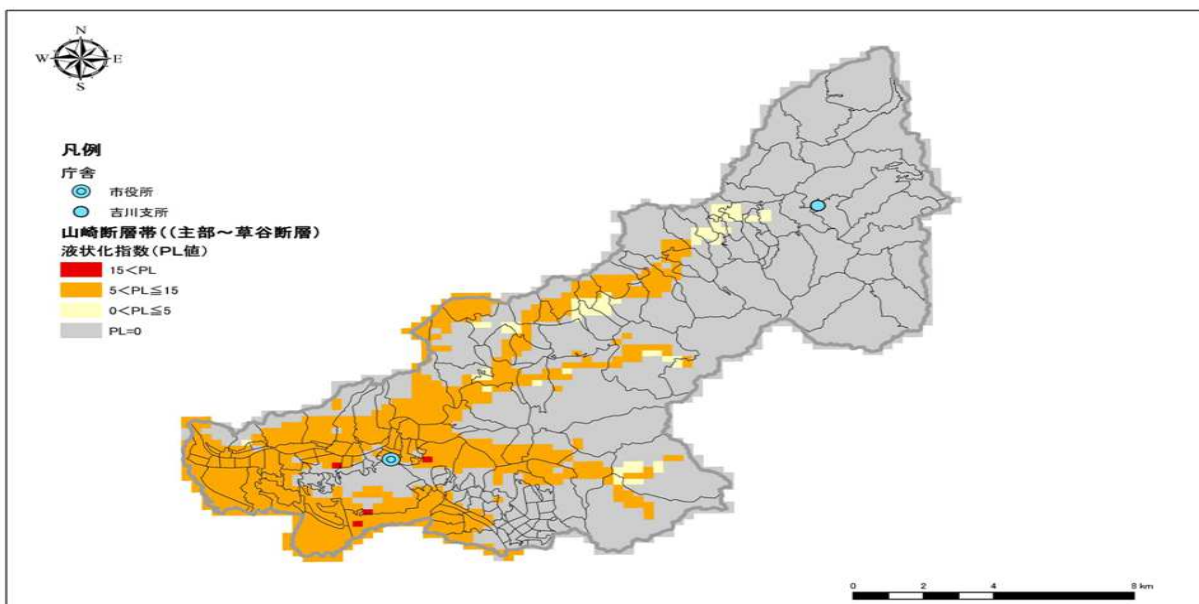
【 震度分布図 】



③ 液状化

市域では、特に美囊川などの河川沿いは、砂の堆積によって形成されていることに加え、地下水位も高いため、液状化の可能性は高い。また、盛土等により開発された地域では、局地的に液状化が発生する可能性がある。

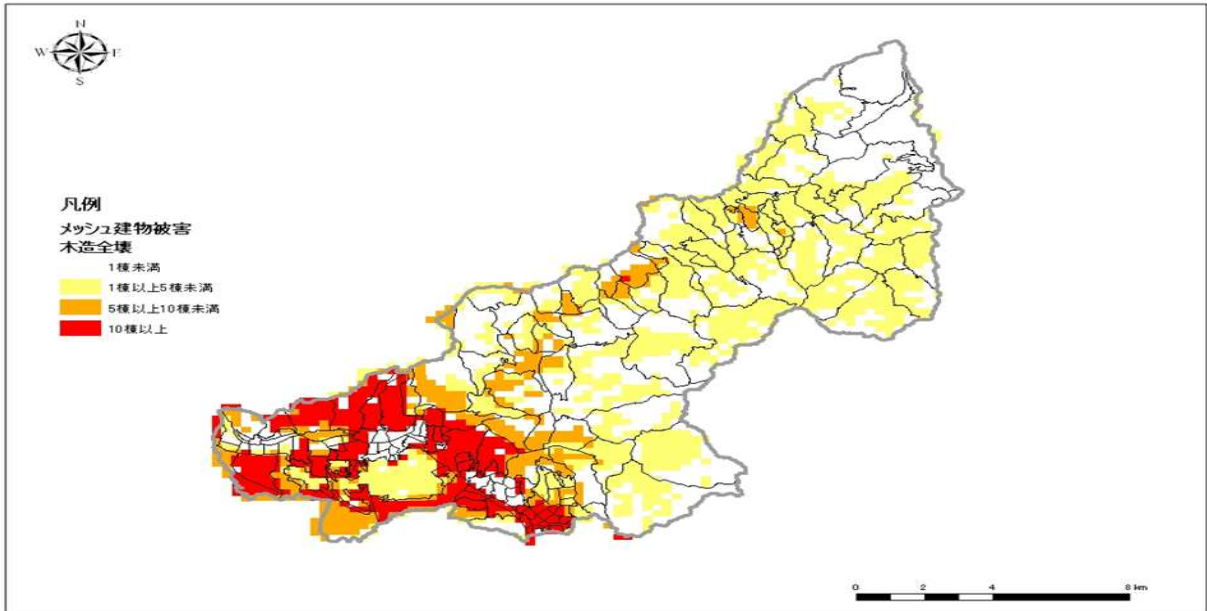
【 液状化危険度分布図 】



④ 木造家屋被害

三木、別所、自由が丘及び緑が丘では、250m×250mメッシュ内で10棟以上の全壊が発生することが想定される。

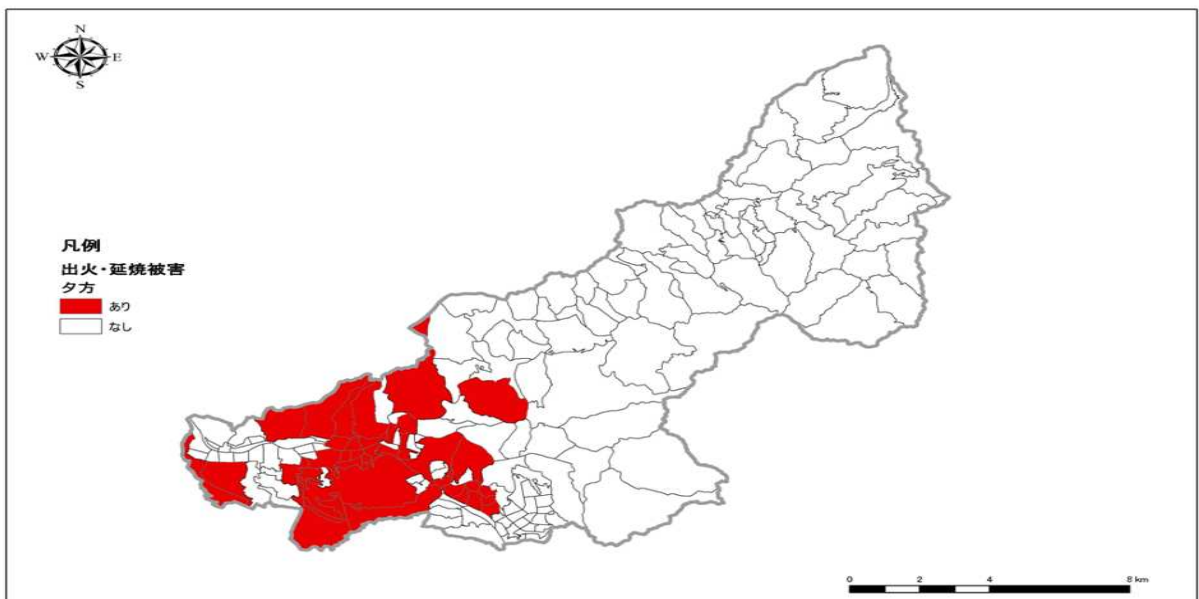
【 木造建物被害分布図（全壊） 】



⑤ 火災被害

火気使用率が最も高い夕方に地震が発生した場合は、特に三木地区において火災が発生することが想定される。

【 火災被害分布図（夕方） 】



⑥ 建物及び人的被害想定

人的被害

死傷者は早朝のケースに最も多くなると想定され、市全体では死者約 1,000 人、負傷者約 1,500 人と想定される。また、避難所生活者数も最大で約 15,000 人となると想定される。

建物被害

建物被害は、木造建築物の全壊が全体の約 4 割、非木造建築物の全壊が全体の約 1 割であり、多くの家屋で被害の発生が想定される。

火災

出火件数は夕方のケースが最大で約 40 件の市街地延焼に至る出火があり、延焼被害は約 240 棟の発生が想定される。

【 被害想定（山崎断層帯 主部 + 草谷断層 M-8 最大震度 7） 】

地区	世帯数	人口	建物被害		出火・延焼被害		人的被害（早朝）				避難生活者 （在宅避難者含む） * 1.2 （人）	
			全壊 （棟）	半壊 （棟）	出火件数 （件）	焼失棟数 （棟）	死者 （人）	重傷者 （人）	負傷者 （人）	避難所 生活者 （人）		
三木地区	美濃川左岸	4,541	10,782	3,376	1,554	11	220	243	105	131	2,350	2,820
	美濃川右岸	4,144	9,798	2,653	1,684	9	6	158	72	126	1,947	2,330
三木南地区	2,511	6,390	1,510	1,053	3	2	88	35	79	1,168	1,400	
別所地区	2,651	6,852	2,221	1,225	5	4	136	59	83	1,429	1,710	
志染地区	1,096	3,086	1,246	1,114	1	1	78	19	36	595	710	
細川地区	837	2,334	845	904	1	1	54	14	28	454	540	
口吉川地区	742	1,934	694	902	0	0	45	8	20	367	440	
緑が丘地区	4,031	9,423	865	994	0	0	39	30	121	1,532	1,830	
自由が丘地区	6,659	16,623	1,764	1,500	8	8	105	97	201	3,088	3,700	
青山地区	2,098	6,160	162	309	0	0	7	9	96	812	970	
吉川地区	2,869	8,527	1,067	2,372	0	0	69	16	107	1,306	1,560	
計	32,179	81,909	16,403	13,611	38	242	1,022	464	1,028	15,048	18,010	

※三木南地区については、福井、さつき台、小林、広野地区としている。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

(1) 住宅耐震化の現況と目標

① 住宅耐震化の現況（H25 年度）

住宅の耐震化の現況は、住宅・土地統計調査結果（H25）より推計した。

② 住宅耐震化の目標設定方針

兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定する。

③ 住宅の耐震化の目標（H37 年度）

目標：住宅の耐震化率を、平成 37 年度に 97%とする。

住宅耐震化の現況と目標

現況（H25）

区分	戸数
住宅総数	29,528
耐震性有	21,927
(耐震化率)	74%
耐震性無	7,601

目標（H37）

区分	戸数
住宅総数	29,506
耐震性有	28,621
(耐震化率)	97%
耐震性無	885

耐震化必要戸数	6,716
自然減	2,400
施策による減	4,316

1. 住宅総数の伸びは、兵庫県推計に合わせた。
2. 自然減（建替・滅失）の戸数は、兵庫県の推計値から市が独自に算出した。

(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標

① 多数の者が利用する建築物耐震化の現況（H27 年度）

県が平成 27 年度に実施した調査結果をもとに、市が独自に集計した。

② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定方針

兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定する。

特に、災害時に拠点となる公共施設、避難所については早期の耐震化を目指す。

③ 多数の者が利用する建築物耐震化の目標（H37 年度）

目標：多数の者が利用する建築物の耐震化率を、平成 37 年度に 97%とする。

多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標

現況（H27）

区分	棟数
建築物総数	201
耐震性有	181
(耐震化率)	90%
耐震性無	20

目標（H37）

区分	棟数
建築物総数	225
耐震性有	218
(耐震化率)	97%
耐震性無	7

耐震化必要棟数	13
(建替・滅失による減少も含む)	

・建築物総数の伸びは、兵庫県推計に合わせた。

多数の者が利用する建築物

法第 14 条第 1 項第 1 号に定める用途で、概ね階数 3 以上かつ延べ面積 1,000 m²以上の建築物（建築物用途の例）

- ・学校
- ・体育館
- ・病院、映画館、集会所、店舗、ホテル、事務所
- ・賃貸住宅（共同住宅に限る）
- ・老人ホーム、身体障害者福祉センター
- ・幼稚園、保育所
- ・図書館、遊技場、飲食店、銀行
- ・工場、車両の停車場、自動車車庫
- ・保健所、税務署

住宅・建築物の耐震性

1 新耐震基準建築物

昭和 56 年 6 月 1 日より建築基準法に基づく耐震基準が改正されており、これ以降に着工した建築物等は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れは少ないとされている。

2 旧耐震基準建築物

昭和 56 年 5 月以前に着工した建築物等でも、国土交通省告示に基づく耐震診断基準で倒壊の恐れが少ないと診断されるものは新耐震基準建築物と同程度の耐震性を有すると考えられる。

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、市としては、既存民間建築物所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じるとともに、自ら所有する建築物の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 簡易耐震診断の推進

住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を推進する。

② 三木市住宅耐震化促進事業の推進

耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、市が耐震改修計画策定費や耐震改修工事費、建替工事費への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進する。

③ 住宅耐震改修工事利子補給事業の周知

金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、県が利子補給を実施している。このことについて、市民に周知する。

④ 多数の者が利用する建築物に係る耐震化補助事業の創設

多数の者が利用する建築物について、耐震診断の実施を啓発するとともに、耐震化に係る補助制度の創設を検討し、その耐震化を促進する。

(3) 草の根意識啓発活動の実施

市は、建築関係団体の建築士等と連携した住宅耐震化相談会や、出前講座等を実施することとする。また、広報誌、パンフレット、市ホームページ等様々な手段により、地震の危険性や耐震化の必要性について広く市民に周知し、住まい手に確かに伝わる働きかけを行うことで、住宅の耐震化に関する意識の啓発及び知識の普及を図り、住宅の耐震化を促進する。

(4) 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

① 耐震診断員の養成・活用

県では、住宅の簡易耐震診断推進事業を実施する簡易耐震診断員を養成しており、その活用を推進する。

【参考】簡易耐震診断講習会概要

主催：公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

対象者：兵庫県在住で、県内の建築士事務所に所属するもの
建築士資格取得後5年以上の実務経験を有するもの

計画：約600名（約400名養成済み）

② 相談体制の拡充

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建築部局において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関する事、市の補助事業の実施に関する事とする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

③ 住宅改修業者登録制度

県民が耐震改修の実施にあたり、安心して業者を選択できる環境を整備するため、技術主任者の設置などの一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度を実施している。この制度の周知を図る。

(5) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

① 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

② 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

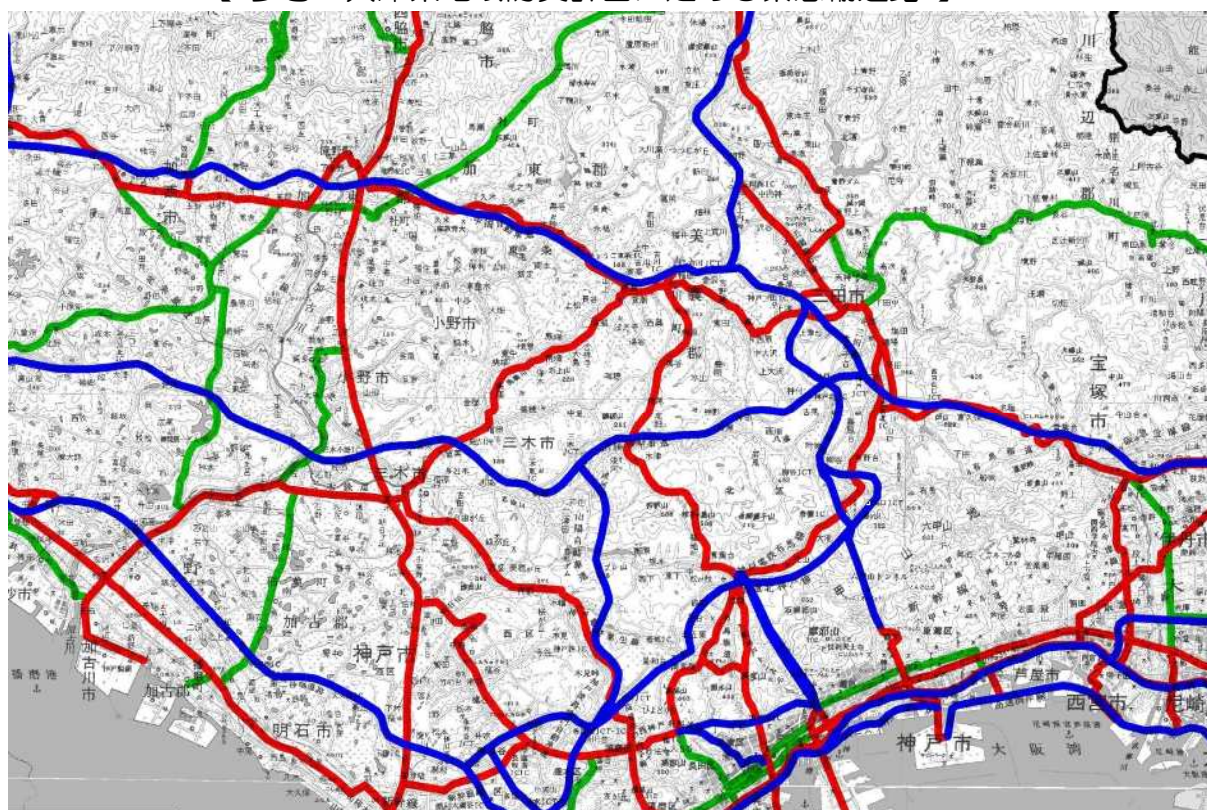
阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて県単独で創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みを推進する。

(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とする。

- ① 避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設
- ② 兵庫県耐震改修促進計画において「地震時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

【 参考 兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路 】



三木市内で指定されている緊急輸送路は以下の 14 路線である。

中国自動車道	山陽自動車道	舞鶴若狭自動車道	一般国道 175 号線
一般国道 428 号線	主要地方道西脇三田線	主要地方道加古川三田線	主要地方道神戸三木線
主要地方道三木三田線	主要地方道平野三木線	主要地方道神戸加東線	市道府内大村線
市道三木山幹線	市道大虎線		

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及をはかり、官民あげて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

(1) 相談体制の整備（再掲）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建築部局において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関する事、市の補助事業の実施に関する事とする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

(2) 自治会等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、自治会等の自主防災組織や NPO などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(3) 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

また、市民からの技術的な相談については、関係団体と連携して対応する。

6. 耐震改修促進法による指導等について所管行政庁との連携に関する事項

本計画を推進するため、所管行政庁である県と連携して、多数の者が利用する建築物又は優先的に耐震化に着手すべき建築物の所有者に対して指導を行う。